



三井住友アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2014年8月15日

欧州株式指数ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

*European Equity
Index Fund*



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

＜委託会社への照会先＞

ホームページ: <http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル:0120-88-2976

[受付時間] 営業日の午前9時～午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三井住友信託銀行株式会社



委託会社の概要

委託会社名	三井住友アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2014年6月30日現在)
運用する投資信託財産 の合計純資産総額	5兆5,897億円(2014年6月30日現在)



商品分類

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	欧州	ファミリー ファンド	なし	その他の指数 (ユーロ・ストックス 50インデックス (円換算ベース))

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年2月20日に関東財務局長に提出しており、2014年2月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

欧州株式インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主としてヨーロッパの取引所に上場している株式に投資し、ユーロ・ストックス50インデックス(円換算ベース)をベンチマークとして、当該指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

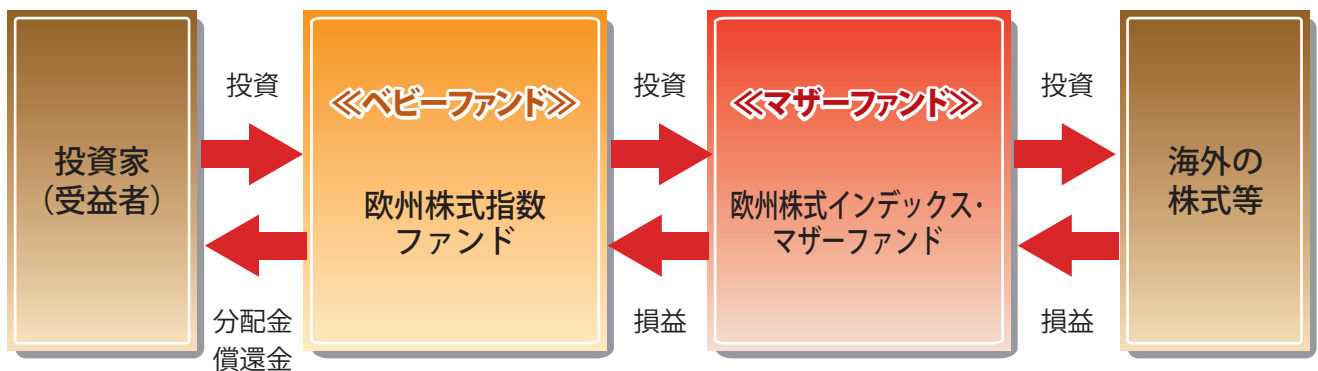
ファンドの特色

- 1 主としてヨーロッパの取引所に上場している株式の中から、ユーロ・ストックス50インデックスに採用されている銘柄を中心に投資します。
なお、運用の効率化のため、先物取引およびオプション取引、上場投資信託等を利用することがあります。実際の運用は、欧州株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて行います。
- 2 ユーロ・ストックス50インデックス(円換算ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。
- 3 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができないことがあります。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「欧州株式インデックス・マザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。



ファンドの目的・特色

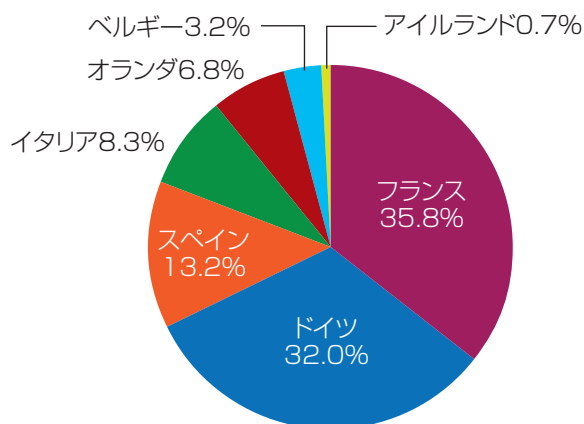


ユーロ・ストックス50インデックスとは、

ストックス・リミテッド(STOXX)が発表するインデックスです。欧州経済通貨同盟加盟国*の市場に上場する優良50銘柄を時価総額で加重平均し、算出されます。

* 欧州経済通貨同盟加盟国のうち、下記の12カ国を対象とします。
(2014年6月末現在)
オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン

【国別構成比率】



(注)2014年6月末現在。数値は四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

【概要】

銘柄数：50

配当利回り：3.35%

予想PER：14.36倍

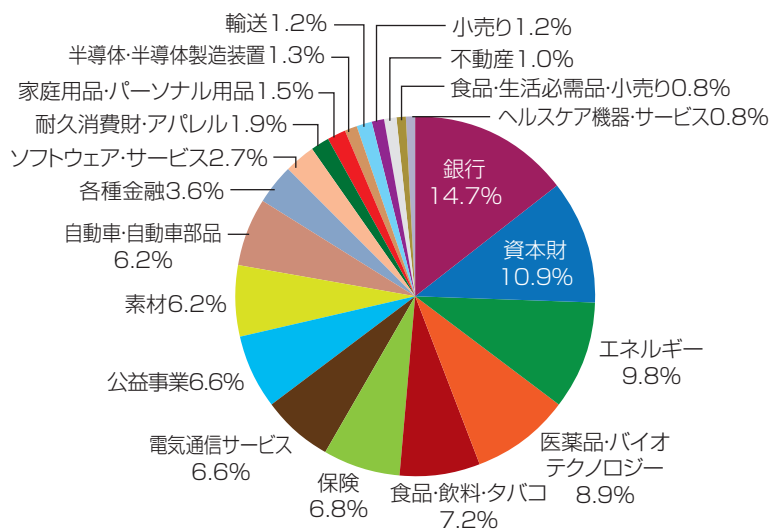
(注)2014年6月末現在。

配当利回りは、株価に対する年間配当金(実績)の割合。

予想PER(Price Earnings Ratio)は、株価の1株当たり予想利益に対する倍率。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

【業種別構成比率】



(注)2014年6月末現在。数値は四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色



ユーロ・ストックス 50 インデックスの歩み



(注) データは1994年6月末～2014年6月末(月次)。1994年6月末を100として指数化。上記の円ベースは、ベンチマークとは異なります。
(出所) FactSet等のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



ユーロ・ストックス 50 インデックスにかかる免責条項

STOXXは、EURO STOXX 50® Indexおよび当ファンドに関して用いられる関連商標のライセンス供与以外には、三井住友アセットマネジメントと何らの関係も有していません。

STOXXは以下の行為を行いません。

- 当ファンドに資金援助し、推薦し、販売し、または販売促進すること
- 人に当ファンドもしくはその他有価証券への投資を推奨すること
- 当ファンドのタイミング、量もしくは値付につき、義務や責任を負うこと、またはそれらに関し決定をなすこと
- 当ファンドの管理、経営もしくはマーケティングにつき義務や責任を負うこと
- ユーロ・ストックス50インデックスを決定し、構成し、計算する際に、当ファンドや当ファンドの所有者の必要性につき考慮すること、または考慮する義務を負うこと

STOXXは当ファンドに関していかなる責任も負いません。具体的には、

- STOXXは、いかなる保証も表明、もしくは黙示的に表明せず、また、以下に関するいずれの保証も放棄します。
 - ・ユーロ・ストックス50インデックスおよびEURO STOXX 50® Indexに含まれるデータの使用に関して、当ファンド、当ファンドの所有者またはその他の者から得られた結果
 - ・ユーロ・ストックス50インデックスおよびそのデータの正確性または完全性
 - ・特定目的もしくはEURO STOXX 50® Indexおよびそのデータの使用目的への市場性および適合性
- STOXXは、EURO STOXX 50® Indexおよびそのデータにおけるいかなる誤り、不作為または障害に対して責任を負いません。
- いかなる場合においても、STOXXは、たとえSTOXXがそれらの発生を知っていたとしても、いかなる利益損失、もしくは、間接的、懲罰的、特別、派生的な被害または損害につき責任を負いません。

三井住友アセットマネジメントとSTOXX間のライセンス契約は、単に当事者らの利益のためのものであり、当ファンドの所有者やその他第三者の利益のためのものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回（原則として毎年11月20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。



基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株 式 市 場 リ ス ク	内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信 用 リ ス ク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
市 場 流 動 性 リ ス ク	ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



その他の留意点

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、ユーロ・ストックス50インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスに連動しないことがあります。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。



リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

運用実績

基準日2014年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。



基準価額・純資産の推移



基準価額	18,146円
純資産総額	10億円



分配の推移

決算期	分配金
2013年11月	0円
2012年11月	0円
2011年11月	0円
2010年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。



主要な資産の状況

■欧州株式指数ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
欧州株式インデックス・マザーファンド受益証券	日本	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.08
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	欧州株式インデックス・マザーファンド	100.08

■欧州株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	フランス	31.77
	ドイツ	30.32
	スペイン	12.60
	イタリア	7.87
	オランダ	7.80
	ベルギー	3.01
	アイルランド	0.66
投資証券	フランス	0.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.00
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	5.91
フランス	株式	SANOFI	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	4.42
スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	4.25
ドイツ	株式	BAYER AG	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	3.99
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	3.76
ドイツ	株式	BASF SE	素材	3.67
ドイツ	株式	DAIMLER AG	自動車・自動車部品	3.17
ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	食品・飲料・タバコ	3.01
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	2.62
スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	2.60

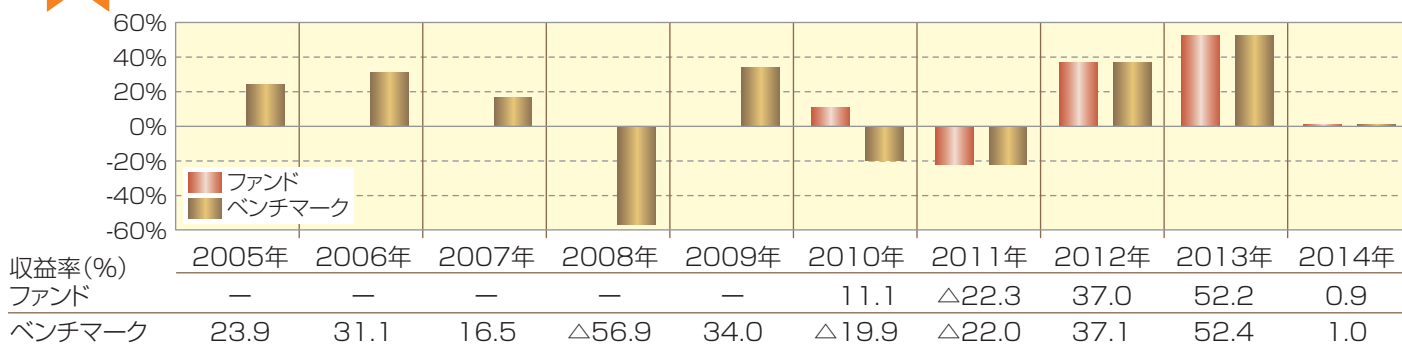
※株価指数先物取引の買建て 5.28%

(注1)比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



年間収益率の推移(暦年ベース)



2010年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2010年7月1日)から年末までの騰落率を表示しています。

2014年の収益率は、年初から2014年6月30日までの騰落率を表示しています。

ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

手続・手数料等



お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2014年2月21日から2015年2月19日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信 託 期 間	2010年7月1日から2020年11月20日まで
繰 上 償 還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決 算 日	毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
お 申 込 不 可 日	フランクフルトおよびパリの取引所の休業日、またはユーレックスにおけるユーロ・ストックス50インデックス先物取引の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。



ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	無手数料です。
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年0.7128%(税抜き0.66%)の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 <信託報酬の配分(税抜き)> <table><tr><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>年0.3%</td><td>年0.3%</td><td>年0.06%</td></tr></table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	委託会社	販売会社	受託会社	年0.3%	年0.3%	年0.06%
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.3%	年0.3%	年0.06%					
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。						

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2014年6月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

